平成25年5月15日

各　　位

会 社 名　文化シヤッター株式会社
代表者名　代表取締役　茂木　哲哉
（コード番号　５９３０　東証第一部）
問合せ先　執行役員 人事総務部長　市川　治彦
（ＴＥＬ　０３－５８４４－７２００）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款一部変更の件について、平成25年6月27日開催予定の第67期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．定款変更の理由

今後の事業拡大に備えるため、当社現行定款第２条において、事業目的の追加およびそれに伴う号数の繰り下げ等、所要の変更を行うものであります。

２．定款変更の内容

変更の内容につきましては、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変　更　案
第１条　（条文省略） （目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．～１６．（条文省略） （新　　設）	第１条　（現行どおり） （目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．～１６．（現行どおり） <u>１７．発電および電気、熱等エネルギーの供給・売電ならびに発電機器の製造、施工および販売</u>

現行定款	変　更　案
（新　　設）	１８．労働者派遣業
（新　　設）	１９．コピーサービスおよび発送代行等のオフィス支援業務
（新　　設）	２０．建物の管理、営繕および清掃等のビル管理業務
１７．その他一切の適法な事業	２１．その他一切の適法な事業
第３条～第４５条　（条文省略）	第３条～第４５条　（現行どおり）

３．日程

定款変更のための株主総会開催予定日　　平成 25 年 6 月 27 日

定款変更のための効力発生予定日　　平成 25 年 6 月 27 日

以　上